

事務連絡
令和2年4月6日

各障害福祉サービス事業所
施設長 様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

新型コロナウイルス対応に係る通所系サービスの基準等の臨時的な取扱いについて

社会福祉施設が提供する各種サービスは、利用者やその家族の生活を継続するうえで欠かせないものであることから、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対し必要なサービスが継続的に提供されることが重要です。

このため、障害福祉サービス事業所における基準等については、新型コロナウイルスに対応するための臨時的な取扱いを可能とする旨、厚生労働省より示されています。

本市におきましても、厚生労働省の関係通知に基づき、通所系サービスの基準等について下記のとおり取り扱いますので、各事業所におかれては、本取扱いの趣旨を十分に御了知のうえ、適切なサービスの提供に御配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 基準等に係る柔軟な取扱いについて

障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、以下のいずれかの場合において利用者の居宅への訪問による支援や電話、スカイプなどでの健康管理や相談支援等、できる限りの支援の提供を行った場合に、通常提供しているサービスを提供しているものとして報酬の算定を可能とします。

- ① 本市から休業の要請を受けて休業している場合
- ② 事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染する恐れがある場合等、通所での支援を避けることがやむを得ない場合
- ③ 利用者が新型コロナウイルスに感染することを恐れ、事業所に通所ができない場合

※関係通知

「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」（令和2年3月10日付厚生労働省事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000606875.pdf>

2 就労継続支援・就労移行支援について

就労系サービスにおける在宅利用の取り扱いについては、平成19年4月2日付『就労移行支援事業、就労継続支援（A型・B型）における留意事項について』（厚生労働省事務連絡）の5の（3）「在宅において利用する場合の支援について」に基づき対応を行っているところですが、この度の新型コロナウイルスへの対応のため、臨時的に次のとおり取り扱うことを可能とします。

- ① 「通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者」については、障害特性によらず、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から通所を控える場合なども認める。
- ② 報酬の算定については、基本的に国通知に掲げる要件を満たすことを求めるが、新型コロナウイルス対応のため適用が困難な項目（例えば、「月の利用日数のうち1日は事業所へ通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価を行う」など）については、その適用を除外することも認める。

※関係通知

「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）」（令和2年3月9日付厚生労働省事務連絡） <https://www.mhlw.go.jp/content/000605944.pdf>

3 本市への届出等について

上記による臨時的な取扱いについては、本市が認める場合に通常報酬算定を可能とします。については、通所系事業所において在宅による支援を行う場合は、あらかじめ当室へ届出**別添1**をしてください（緊急の場合は事後でも可）。

また、月毎の報酬請求に当たっては、在宅支援を実施した翌月の1～10日まで（電子請求のタイミングに併せて）に実施状況等の報告**別添2**をしてください。

(1) 提出様式

ア 在宅支援を開始するとき

別添1：新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅利用に係る届出書

イ 月毎の報酬請求のとき

別添2：新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅支援に係る報告書

(2) 提出方法

電子メールによる送信、郵送、持参のいずれか（FAX不可）

なお、電子メールで送信する場合は、セキュリティのためファイルにパスワードを設定のうえ添付してください。

【届出・報告書の提出・本件に関する問い合わせ先】

〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394 YJKビル3階

京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室 施設福祉担当

電子メール：syogai@city.kyoto.lg.jp

電話番号：075-222-4161